

■平成25年度執行目標 生活環境部

部局	課・室	番号	執行目標項目	執行目標の内容	背景・課題・留意点	項目 (単位)	根拠計画 等	H24 実績値	H25 目標値
生活環境部	市民年金課	1	住基カード交付件数の向上に努めコンビニ交付の利用促進を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・コンビニ交付サービスの利用促進を更に図るため、住基カードの交付件数の向上に努める。 ・コンビニ交付サービスの利用店舗拡大に努める。(ローソン、サークルKサンクス等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・木津川市の就労人口の約7割の市民が木津川市外で就労されていることに鑑み、コンビニ交付サービスを実施した。 	住基カード交付枚数(枚)		1593	2900
生活環境部	市民年金課	2	更なるCS向上を目指す	<ul style="list-style-type: none"> ・接客態度や言葉遣いに気を付け窓口対応することにより、更なるCS向上を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> 来庁者へのサービス向上を進めていくために、常日頃からの職員研修などにより職員のスキルアップを図っていかなければならない。 				
生活環境部	人権推進課	1	差別事象発生時の対応職員研修	<ul style="list-style-type: none"> 同和地区の問合せが当市でも発生する中、具体的な対応方法等を研修する場を設定する。 常時備え付け簡易手引きを配布する。 	<ul style="list-style-type: none"> 背景：電話や来庁による問合せがあった場合、具体的な対応が不安視されるため 課題：落書き等であればマニュアルどおり行い、手順を追って対処できるが、問合せについては、一定の理解と経験が必要となるため、きめ細かい研修内容を検討する必要がある。 留意点：対応だけが先行する研修にならないように配慮する必要がある。 				
生活環境部	人権推進課	2	人権啓発パンフレットの作成準備	<ul style="list-style-type: none"> 「人権啓発パンフレット」作成に向けた、調査研究 	<ul style="list-style-type: none"> 背景：同和地区の問合せ事象が発生する中、市民への啓発と職員携帯用資料とする必要があるため。 課題：一般的な啓発資料ではなく、現状のニーズにあった物とするため、長時間の調査研究が必要となる。 留意点：木津川市での事象を踏まえた資料を作成する必要がある。 				
生活環境部	人権推進課	3	女性相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> 女性弁護士による無料法律相談日の開設に向けた準備 女性相談窓口等の案内チラシ、カードの設置(本庁及び出先機関並びに市内大店舗に配架、設置) 	<ul style="list-style-type: none"> 女性は、様々な悩みを抱えており、相談内容も多様化、複雑化している。法的な権利、義務問題について専門的知識が必要とされる。 				
生活環境部	まち美化推進課	1	ごみ減量化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 昨年度に策定した木津川市ごみ減量化推進計画(もったいないプラン)を広く市民に周知するため、内容をわかりやすくした概要版を数回に分けて広報紙に連載する。(6回予定) また、家庭から出るごみの現状や、減量に向けた方法などを直接市民に説明する機会として、各種イベントやサークル活動などの場に職員が出向き、ごみ減量化を啓発する「出前講座」を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民に、いかにして関心を持ってもらうか説明内容の工夫が必要となる。 				
生活環境部	まち美化推進課	2	ごみの適正な処理と環境保全の推進	<ul style="list-style-type: none"> 資源ごみの適正な処理と環境保全の推進を図るため、 ・本年4月から施行された「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づき、資源の有効利用と環境汚染の防止のため、小型家電等の回収システムの構築を図る。 ・家庭から出された資源ごみを持ち去る不正業者に対処するため、持ち去り禁止条例の検討と警察等関係機関の調整を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小型家電リサイクル制度については、個人情報の漏洩対策を講じた収集方法と、現行の不燃ごみ収集運搬業者との整理調整が必要。 ・資源ごみの持ち去り禁止対策については、警察との調整と合わせ、市民の理解と協力が必要。 				
生活環境部	まち美化推進課	3	環境基本計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> 昨年度に策定した木津川市環境基本計画の目標達成のための取組みの推進 	<ul style="list-style-type: none"> 環境審議会において環境基本計画に示した目標の年次計画の作成と、達成状況等について審議願う。 				
生活環境部	まち美化推進課	4	地球温暖化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策を進めるため、 ・市民啓発や公共施設を中心としたグリーンカーテンを実施する。 ・平成22年度に策定した木津川市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)で示した温室効果ガス総排出量の削減目標6%を堅持(平成23年度:9.2%削減) ・木津川市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度に策定した実行計画(事務事業編)については、この間の節電の取り組み等の成果もあって、一定の成果を上げており、引き続き取り組みを強化する。 また、実行計画(区域施策編)の策定に当たっては、資料収集をはじめ市内全域(市民・企業)が対象となることから、相当の労力と経費が必要となる。 	温室効果ガス総排出量の削減率(%)	木津川市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)		10
生活環境部	まち美化推進課クリーンセンター建設推進室	1	クリーンセンター建設に向けた諸準備	<ul style="list-style-type: none"> クリーンセンターの早期整備に向けて、これまでの経過・成果を踏まえ、地元住民はもとより、市民の皆さまの理解と協力を得るために努めるとともに、本年度においては、主に次の取組みを実施する。 ・都市計画の手続きに併せてクリーンセンター建設用地をUR都市機構より、取得する。 ・敷地造成等工事に着手する。 ・クリーンセンターに対する市民の理解を得るため、先進施設の視察を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在、本市の可燃ごみは、相楽郡西部塵埃処理組合打越台環境センターにおいて焼却処理している。打越台環境センターは、昭和55年に稼動して以来、約33年が経過しており、施設全体の老朽化が進むとともに、各種設備の損傷も著しいことから、緊急停止の可能性が高まっている。一方、本市の可燃ごみは、人口の増加などにより、打越台環境センターだけでは全量を処理しきれないことから、府外の民間事業者へ緊急避難的措置としてその処理を委託せざるを得ない状況が続いている。本市の持続的発展と市民の衛生的な日常生活を確保するため、打越台環境センターに代わる新たなクリーンセンターの早期建設が不可欠である。 				

■平成25年度執行目標 生活環境部

部局	課・室	番号	執行目標項目	執行目標の内容	背景・課題・留意点	項目 (単位)	根拠計画 等	H24 実績値	H25 目標値
生活環境部	観光商工課	1	観光協会の自立に向けた方策の検討	<ul style="list-style-type: none"> 観光協会の運営強化に向けた支援 市が進める観光施策の実現に向けた連携強化 	木津川市観光協会は平成21年に立ち上げ、これまで市が委託している観光振興業務を中心として、事業展開を行っている。 立ち上げから3年を経過し、より組織としての運営強化を図っていく必要がある。	連絡調整会議の回数(回)		9	20
生活環境部	観光商工課	2	木津川アート2014の実施への検討	平成26年度 第4回木津川アート実施に向けた取組調整・PR	平成24年度 過去3年間の木津川アートの運営や開催の手法について課題等を総点検する機会として、木津川アートプロジェクト検証委員会を実施した。 これを受け、企画段階から開催期間までに少なくとも「20か月程度」が必要となったことから、今年度は実施に向けた概要を決定していくこととなる。	事業PR等回数(回)		19	6
生活環境部	観光商工課	3	3町商工会の統合	3町商工会の統合に向け、京都府商工会連合会に働きかけ、京都府の協力を得ながら3町商工会の早期統合を目指す。	3町商工会は、平成25年4月1日の統合(合併)を目途に、平成25年1月22日に商工会合併契約を締結した。 しかしながら、その後に設置された「木津川市商工会設立委員会」における調整、協議が不調に終わり平成25年4月1日の木津川市商工会の設立は実現されなかった。 今後も、3町商工会の統合による木津川市商工会の設立に向けた取組みを支援する。				
生活環境部	観光商工課	4	住宅改修助成制度の周知	緊急経済対策の一環として平成24年度に制定した住宅改修助成制度を広く周知し、利用者の増加に努める。 市内リフォーム業者及び市民向けの説明会を開催するとともに、広報紙による周知を行う。	制度制定及び制度設計の趣旨に、住宅耐震の増進並びに市民と市内リフォーム業者の信頼の構築を基にした、受注増加に伴う経済効果を期待していることから、制度の周知と利用者の増加につながる取組を進める。 平成25年度からの3か年の時限措置。	制度利用による住宅改修戸数(戸)		0	55